

## 子宮頸がん予防ワクチン接種費用助成

問合せ先／健康づくり課 (978-7100)

予防講演受講後に申し込みすると、予防接種費用を町が全額公費負担を予定しています。接種の効果や副反応などを十分把握して、接種を受けましょう。

接種希望の人は、講演会に本人と保護者が必ず受講してください。函南中学校と東中学校の生徒は、先生から説明を受けますので、保護者のみ講演会に参加してください。(参加無料、申し込み不要)

対象／町内に住民票がある中学生1年生～高校生1年生相当の女子(平成8年4月2日～平成12年4月1日生まれ)

講演会日程／4月22日(日)13時30分～14時30分、5月10日(木)13時30分～14時30分、5月24日(木)19時30分～20時30分 ※都合の良い日に1回参加してください。

講演会場所／函南町中央公民館 大ホール

持ち物／筆記用具、印鑑

接種期間／4月23日(月)～平成25年3月31日(日)

接種回数／3回

副反応／注射した部位に一時的な腫れや痛みがでることがあります。全身性として、疲労感、筋痛、頭痛などの症状がでることがあります。ごくまれに、ショックやアナフィラキシー症状を含むアレルギー反応、皮膚の腫れが発症します。

その他／詳細はお問い合わせください。

### 子宮頸がんとは？

子宮頸がんは、20～30歳の若い世代で一番多く発症しているがんです。原因は、HPV(ヒトパピローウィルス)の感染によるもので、ワクチンの接種と検診を併用することにより、予防が可能ながんです。

## 田方歯科医師会函南支部からのお知らせ

問合せ先／健康づくり課 (978-7100)

「歯周病と糖尿病」 向笠 寛先生(向笠歯科医院)

- 歯周病は、歯と歯肉の間にある歯肉溝に細菌が増殖することで歯周組織に炎症や組織破壊がおきる病気です。最近、歯周病と糖尿病の間には密接な関係があり、歯周病は糖尿病の第6の合併症といわれています。糖尿病を持っている人は歯周病になりやすく、歯周病が進行しやすいということです。糖尿病と歯周病を持つ人が、歯周病の治療をしないで放置すると血糖値と歯周病の両方が悪化します。歯周病の治療をすると歯周病が治っていくと同時に血糖値も改善し



ていきます。同じように糖尿病の治療を行うと血糖値もよくなりますが、歯周病にも良い影響がみられます。

血糖値が高いと、体の免疫機能が低下して生体防御の白血球やマクロファージの働きが悪くなり、感染しやすくなって、歯周病菌が増えやすくなります。また、歯周病菌が持つ毒素が炎症に関わるTNF- $\alpha$ を産生させ、その結果、血糖値を下げるインスリンの働きを鈍らせてしまいます。

このように、歯周病と糖尿病の間にはさまざまな関係があることがわかってきています。

## 国民健康保険・後期高齢者医療加入者へのお知らせ

問合せ先／住民課 (979-8111)

3月31日(土)までは、入院治療のみに利用可能な「限度額適用認定証等」が4月1日(日)から外来診療に利用できます。事前に申請し、交付を受けましょう。

これまでは、高額な外来診療を受けたとき、1か月の窓口負担が自己負担限度額を超えた場合、その額を支払い、後で医療保険者から高額療養費として返金していました。

これからは、医療機関等の窓口で、「限度額適用認定証等」を提示すれば、限度額を超える分を支払う必要はなくなります。

### 限度額適用認定証等

- 70歳未満の人、70歳以上の非課税世帯の人：限度額適用認定証、限度額適用・標準負担額減額認定証
- 70歳以上75歳未満で非課税世帯ではない人：高齢受給者証
- 75歳以上で非課税世帯等ではない人：後期高齢者医療被保険者証

### 注意事項

- 現在発行されている「認定証」が4月1日以降も引き続き使用可能なこと。
- 複数の病院で治療を受けた際、それぞれの病院で自己負担限度額までの支払いをすること。
- 支払い方法の変更により一時的な負担は軽減されますが、自己負担額は変わらないこと。
- 病院等での支払い金額は減るため、高額療養費の支給が少なくなる可能性があること。
- 国民健康保険加入世帯の人は、過年度の国民健康保険税に滞納がないこと。

### その他

申請方法、自己負担限度額等の詳細はお問い合わせください。

三島年金事務所から20歳以上の学生の皆さんへ

## 平成24年度 学生納付特例の申請手続きについて

問合せ先／住民課 (979-8111)、三島年金事務所 (973-1444)

20歳以上の人は、学生であっても国民年金へ加入し、保険料を納付する義務があります。学生で収入が少ないなどの理由で毎月14,980円(平成24年度額)の国民年金保険料の納付が困難な場合には、「学生納付特例」の申請をすると保険料の納付が猶予されます。

- 平成23年度に申請している人は、4月上旬までにはがきを送付します
- 申請が遅れると、事故などで重い障害が残ったときに、障害年金を受け取れない場合があります
- 承認された期間の保険料は、猶予期間(10年以内)に納付(追納)がないと未納になります(追納は、経過期間に応じて加算額が発生します)

対象／20歳以上の学生で、前年の所得が118万円以下の人  
期間／4月～平成25年3月  
申請方法／申請書に記入のうえ、学生証の写し(両面)、年金手帳を添え、住民課または三島年金事務所へ提出してください。

その他／申請書は、住民課または三島年金事務所にあります。また日本年金機構ホームページ(<http://www.nenkin.go.jp/>)からも入手できます。その他の詳細についてはお問い合わせください。